

市営住宅の概要

団地名	住所	管理開始年度	間取りなど	戸数	構造
秋留野ハイツ 1・2号棟	秋川3-2-7	平成元年度	2DK	16	鉄筋コンクリート造
			3DK	39	
伊奈ハイツ	伊奈1041	平成14年度	2DK	6	
			3DK	9	
山田ハイツ*	山田822	平成17年度	2DK	9	
			3DK	12	
雨間ハイツ*	雨間533-1	平成5年度	1DK	3	
			1LDK	3	
			2DK	15	
草花公園 タウン 1・2号棟*	草花3154	平成27年度	1DK	29	
			2DK	27	
			2DK (車椅子 子使用者向け)	3	
			3DK	15	
草花公園 タウン 3～7号棟	草花3221、 3223、3225	平成27年度	1DK	10	
			2DK	10	
			3DK	5	

※*印の住宅には、エレベーターが有ります。
 ※間取りごとに世帯人数など入居資格に制限があります。
 ※雨間ハイツ…高齢者向け住宅です。

あきる野市新生児誕生メッセージカードとお祝い品贈呈について

▽申請期間 出生の日から30日以内
 △申請場所 市民課、五日市出張所市民総合窓口係
 △内容 市では、子どもを守り育てる「子どもが主役のまちづくり」を進めています。その子育て支援の一つとして、誕生をお祝いするメッセージカードと3千円相当の地域特産クーポン券を期間限定で贈呈します。
 △対象 誕生日が平成27年4月

市営住宅の入居募集方法が変わります

8月と2月の年2回に変更

平成27年度から、入居募集の方法が変更になります。今までは、空室待ちの入居希望登録と「草花公園タウン」が入居開始となったことにより、新たに「草花」も見込まれ、また、空室の発生状況も不確定なことから、入居可

あきる野市特別支援教育推進計画を策定しました

市教育委員会では、平成16年度から、国や東京都と連携を図りながら、他区市に先駆けて、特別支援教育の体制整備を進めてきました。この度、あきる野市教育基本計画(第2次計画)

の身分証明書(お持ちでない場合は、保険証や本人名義の通帳など2点)※申請書は、出生届を提出いただいたときか届出後に郵送でお渡します。

▽問合せ 市民課市民窓口係

に基づき、あきる野市特別支援教育推進計画を策定しました。▽計画の概要 この計画は、あきる野市教育基本計画(第2次計画)の重点施策の一つである「特別支援教育の推進」を受けて、特別支援教育の基

本的な考え方を明らかにし、発達障害を含めた特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加に向けた具体的な取組を定めたものです。

▽閲覧場所 情報公開コーナー(市役所4階)、指導室、五日市出張所、中央公民館、各図書館
 ※計画の策定に当たって提出された意見の概要と、意見に対する教育委員会の考え方は、6月1日(月)まで閲覧できます。

▽問合せ 指導室指導係(直通558・2431)

5月5日～11日は 児童福祉週間です

子どもや家庭、子どもの健全な成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発を行っています。市民の皆さんもこの機会にぜひ、子どもの健全な成長について考えてみましょう。

平成27年度子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、平成27年度も子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

具体的な内容や申請方法等は、決まり次第、市の広報やホームページ

スクールガードリーダーによる巡回



市では、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の一環で、警察官OBの方をスクールガードリーダーとして委嘱しています。

効果的・継続的な安全体制の確

ページなどでお知らせします。▽問合せ 子育て支援課子育て支援係(直通558・1250)

保のため、学校等の巡回指導や学校安全ボランティアへの指導などを実施しています。▽職務内容 ●登下校時、校門周辺と通学路を中心とした見回り ●校内の施設設備の安全状況の確認 ●学校の防犯・安全体制に関する相談・助言 ●学校安全ボランティアの取組への助言

▽被委嘱者と担当学区 ●渡邊修さん(東秋留小学校、西秋留小学校、南秋留小学校、一の谷小学校) ●伊藤博武さん(多西小学校、屋城小学校、草花小学校、前田小学校) ●柴田健次さん(増戸小学校、五日市小学校)

▽任期 4月1日～平成28年3月31日

▽問合せ 教育総務課学務係

▽申請期限・申請場所 5月25日(月)までに、課税課市民税係に申請してください。

▽その他 減免は、障がい者1人につき1台に限られます。また、普通自動車などで減免を受けている方は受けられません。

▽問合せ 課税課市民税係(直通558・1682)

軽自動車税の税率改正について

原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車などの税率は、平成27年度から改正後の税率の適用が決定していましたが、1年間延期し、平成28年度からの適用となりました(平成27年度は、平成26年度と同額のままです)。

▽問合せ 課税課市民税係(直通558・1682)

柔道整復(整骨院・接骨院)、鍼灸、あんま・マッサージの施術内容の点検を実施しています

市では、医療費の適正化を図るため、あきる野市の国民健康保険に加入されている方を対象に、柔道整復(整骨院・接骨院)、鍼灸、あんま・マッサージの施術内容について専門の事業者に委託して点検を実施しています。今後、委託事業者から施術内容を確認するための調査をお送りすることがあります。

これは、支払いに当たり、皆さんに施術内容を確認させていただくことで、医療費の適正化をより高めるためのものです。この調査にご理解いただき、回答にご協力ください。

受け取る年金額が増やせる付加保険料制度をご利用ください

付加保険料制度とは、月々の保険料に400円を加えて納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて受け取ることができる制度です。

▽対象 国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者(保険料の免除などを受けている方、国民年金基金に加入されている方を除く)

▽納付方法 申込みをした月から付加保険料を納めることが

障がいがある方などの軽自動車税は免除になります

障がいがある方のために使用する軽自動車などに対する軽自動車税は、一定の要件により、申請することで免除になります。障がいの等級など、詳しくは、お問い合わせください。

▽申請に必要なもの 軽自動車税納税通知書、交付を受けている手帳、はんこ、運転免許証(減免を受ける軽自動車を運転される方のもの)